「飲食店（居酒屋等）」、「飲食店（喫茶店）」、「飲食店（ファーストフード店）」、「飲食店（その他の飲食店）」、「持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業者を除く。）」、「給食事業者」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「結婚式場業」及び「旅館業」のうち、該当するものを全て記入すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年三月三十一日以前に終了する年度に係る定期の報告については、この省令による改正後の食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令別記様式の備考4の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ヘ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

「一〇〇分の五〇	一〇〇分の五〇
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の四〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の三〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の一五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の九〇	一〇〇分の七五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の二五	一〇〇分の三〇
一〇〇分の七〇	一〇〇分の六五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の二五	一〇〇分の三五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の五	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇

を

に改める。